

令和 7 年度 仙台市水防計画（案）について

主な修正事項

1 中小河川の洪水浸水想定区域の公表

河川管理者（県）より、中小河川の洪水浸水想定図が公表されたことに伴い、本市における中小河川への避難情報の発令基準等を改正

【修正該当箇所】

章	項目	該当箇所	頁
第 11 章	第 4	避難情報の発令範囲及び開設避難所	27~30
附属資料	20,31~38	名取川※、斉勝川、芋沢川、大倉川、青下川、新川、岩の川、碁石川、本砂金川洪水浸水想定区域図	-

※実施区間については、左岸：太白区秋保町馬場字町頭地先から直轄管理まで

右岸：太白区秋保町馬場字町岳山地先から直轄管理まで

2 人來田地区を対象とした氾濫危険水位等の基準値等の見直し

人來田地区について、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに宮城県が計算した氾濫危険水位等の基準値を設定しているところであるが、名取川河川整備により流下能力が確保されたことから、基準値を変更。また、上記 1 のとおり、名取川（太白区茂庭人來田西から太白区山田（名取川頭首工）まで）の洪水浸水想定区域が公表されたことに伴い、避難対象地域を修正

【修正該当箇所】

章	項目	該当箇所	頁
第 11 章	第 3	氾濫危険水位等一覧	26

3 洪水警報・注意報の基準値の見直し

仙台管区气象台で仙台市の河川について、洪水警報及び洪水注意報の基準値の見直しを実施。令和 7 年 5 月 29 日から新基準に改正

【修正該当箇所】

章	項目	該当箇所	頁
附属資料	13	洪水注意報基準、洪水警報基準	(2/7)